

概要(実績評価書のポイント)

施策目標Ⅲ－2－1

労働者が安全で健康に働くことができる
職場づくりを推進すること

確認すべき主な事項（実績評価書）

測定指標について

1

各測定指標の目標達成状況の判断は適切か。

（注1）当該年度の実績値が集計中の場合は、過年度の実績値の推移や当該年度の実績値の速報値等から合理的に達成状況を判断する。

有効性の評価について

2

目標未達となった指標について、その要因が記載されているか。

3

目標を大幅に超過して達成した指標について、その要因が記載されているか。また、当初設定した目標値は妥当であったか。

4

外部要因等の影響について、適切に分析されているか。

効率性の評価について

5

目標未達となった指標に関連する事業の執行額の推移や実施方法は妥当であったか。

（注2）複数年度にわたり、目標未達が続いている場合には、当該指標に関連する予算額や実施方法に何らかの見直しが必要か。

6

施策目標全体としての執行率が低調な場合には、その理由と改善方策は記載されているか。

7

目標値を達成していることにより、直ちに効率的に施策が実施されているとは言えず、同水準のアウトプット又はアウトカムを達成する上で、効率的な手段で実施されたかについて説明が記載されているか。

現状分析について

8

各測定指標の達成状況、有効性及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標の進捗状況の評価結果や今後の課題は記載されているか。

次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直し）について

9

目標未達となった指標について、今後の具体的な改善策が記載されているか。

10

過年度の実績値の推移等から、既に役割を終えたと判断される測定指標はあるか。該当がある場合には、新たな測定指標をどうするか。

11

現状分析で記載した課題等に対応して、どのように対応していくのか。また、新たに測定指標等の設定の必要があるか。

12

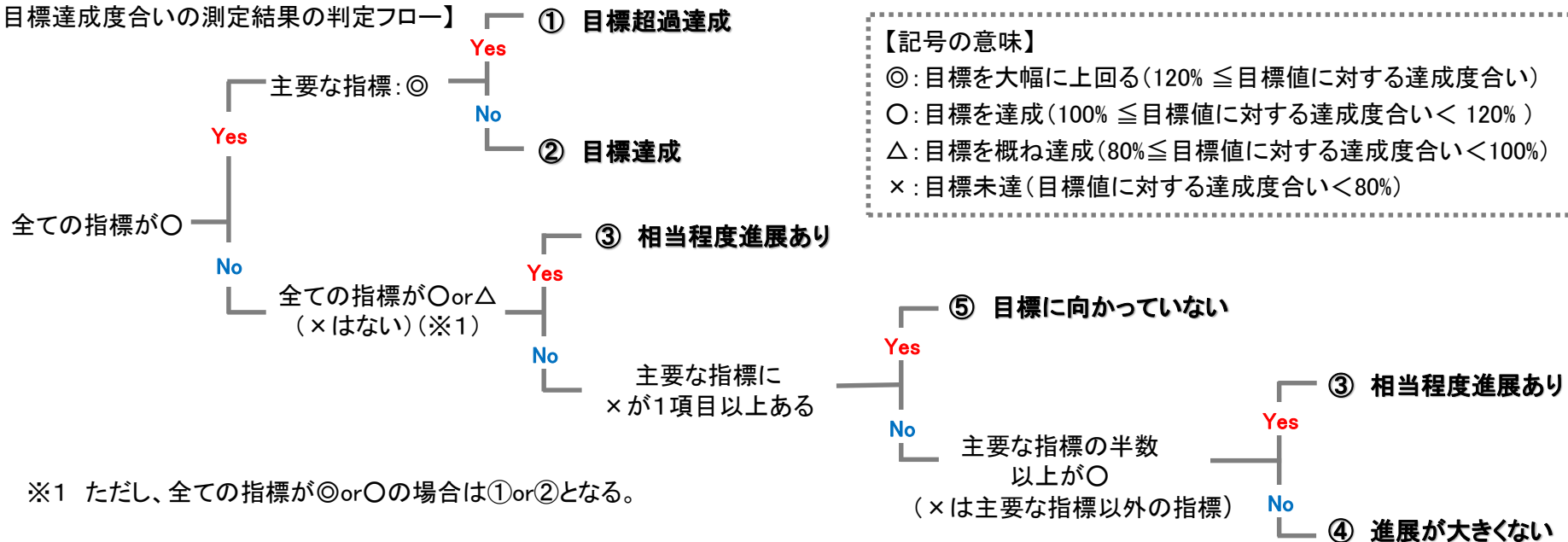
各指標の目標値の設定水準は、同様の考え方や水準を維持してよいか。

厚生労働省における施策目標の評価区分（目標達成度合いの測定結果）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1－4 実績評価書様式の記載要領

各行政機関共通区分	要 件
①目標超過達成	全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの
②目標達成	全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの
③相当程度進展あり	- 全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」（①もしくは②に該当する場合を除く）、もしくは、 - 主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの
④進展が大きくない	主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの

【目標達成度合いの測定結果の判定フロー】



厚生労働省における施策目標の評価区分（総合判定）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1－4 実績評価書様式の記載要領

【総合判定の区分】

総合判定区分		要件
A	目標達成	測定結果が①又は②に区分されるもの
		測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、目標を達成していると判断できるもの
B	達成に向けて進展あり	測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
		測定結果が④に区分されるもの
C	達成に向けて進展がない	測定結果が⑤に区分されるもの

（参考1）主要な指標の選定要件

- 達成目標ごとに1つ以上主要な指標を選定しなければならない。
- 主要な指標の選定基準は、以下のいずれかに当てはまると思料される指標から選定する。
 - ① 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
 - ② 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
 - ③ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

（参考2）参考指標

- 当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準（目標値）を定める測定指標としては適さないが、施策の実施状況や、施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われる指標。

（参考3）有効性の評価、効率性の評価、現状分析

有効性の評価

- 目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかを分析・説明する。
- 目標を達成できなかった場合には、その理由として以下の①～④等の観点から要因を分析・説明する。
 - ① 目標数値の水準設定の妥当性
 - ② 事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離
 - ③ 施策の具体的な仕組上の問題点
 - ④ 予算執行面における問題点

効率性の評価

- アウトプットに対してインプットが適切なものになっているか（コストパフォーマンスの観点）の分析。
- 事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入した全ての資源）が課題であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要となる。

現状分析

- 有効性の評価及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標についての総合的な評価や明らかになった課題を記載する。

【概要】令和3年度の実績評価書（施策目標Ⅲ-2-1）

基本目標Ⅲ：働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標2：労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること

施策目標1：労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること

現状（背景）

■ 第13次労働災害防止計画（13次防）とは… 2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とした、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画。

■ 策定の背景

1. 死亡災害の発生状況

- ・ 労働災害による死亡者数は長期的には減少しており、平成10年以降の20年間で死亡災害は半減している。
- ・ 一方で、
 - ① 建設業、製造業はそれぞれ依然として死亡災害全体の3分の1、5分の1を占めており、重篤な災害も多い。
 - ② 林業は死傷年千人率（1年間の労働者1,000人あたりに発生した死傷者数の割合）が全産業と比べ高く、重篤な災害も多い。ことから、これらを重点業種として死亡災害の撲滅に取り組んでいく必要がある。

課題1

重点業種である製造業・建設業・林業を中心とした、死亡災害の撲滅

達成目標1 死亡災害の減少

【測定指標】太字・下線が主要な指標

1 13次防に基づいた労働災害による死亡者数の減少（アウトカム）

■ 策定の背景

2. 死傷災害の発生状況

- ・ 労働災害による休業4日以上死傷者数は長期的には減少しており、平成10年以降の20年間で死傷者数は15%程度減少しているが、減少幅は徐々に縮小している。
- ・ 業種別に見ると、製造業及び建設業の死傷者数自体は依然として多いが、その減少率は全業種平均を大幅に上回っている。
- ・ 一方で、第三次産業の中には、社会福祉施設のように、労働者数の増加を考慮したとしても死傷者数の増加幅が著しい業種がある。
- ・ 社会福祉施設等における転倒災害の増加等は、高年齢労働者の数や割合の増加と関連していると考えられる。

課題2

高年齢労働者の増加などの就業構造の変化等を考慮した死傷災害の減少

達成目標2 死傷災害の減少

【測定指標】太字・下線が主要な指標

2 13次防に基づいた労働災害による死傷者数（休業4日以上）の減少（アウトカム）

【概要】令和3年度の実績評価書（施策目標Ⅲ-2-1）

基本目標Ⅲ：働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標2：労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること

施策目標1：労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること

現状（背景）

3. 職場におけるメンタルヘルス対策

- ・ 仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は全労働者の半数超。
- ・ 過労死等の未然防止には、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要。H27年12月に、メンタルヘルス不調の未然防止を主な目的としたストレスチェック制度を創設。
- ・ 全労働者の約3割が職場で仕事上の不安、悩み又はストレスを相談できる相手がいないと感じている現状。

課題3

ストレスチェックの結果を利用した職場環境の改善の取組み、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備の促進

達成目標3 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 3 **メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合（アウトカム）**
- 4 **仕事上の不安、悩み又はストレスを職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合（アウトカム）**

4. 化学物質等による健康障害

- ・ 産業現場で使用される化学物質は約70,000種類、毎年1,000物質程度の新規化学物質の届出。
- ・ 労働安全衛生関係法令によって、ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメント等の実施が義務付けられているものは674物質。
- ・ 欧米諸国では、GHSに定められた分類手法に基づき、危険性又は有害性等のある物質はラベル表示やSDS交付を行う仕組みを整備。

課題4

多くの化学物質が、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分行われているとはいえない状況

達成目標4 化学物質等による労働災害防止対策の推進

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 5 **GHSによる分類の結果、危険性又は有害性を有するとされる全ての化学物質のラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行う化学物質譲渡・提供者割合（アウトカム）**

5. 外国人労働者の労働安全衛生の確保

- ・ 我が国で、外国人を雇用している事業所及び外国人労働者は年々増加するのに伴い、外国人死傷者数も増加傾向。

	外国人死傷者数	外国人労働者数
R3年	5,715人	1,727,221人
R2年	4,682人	1,724,328人
R1年	3,928人	1,658,804人
H30年	2,847人	1,460,463人
H29年	2,494人	1,278,670人

課題5

- ・ 我が国の安全衛生対策等に関する知識が乏しく、日本語に不慣れな外国人労働者も少なくない。
- ・ 外国人労働者を雇用する事業者に対して、相談体制の確保等による事業者への支援

達成目標5 外国人労働者の安全衛生の確保

（7は参考指標）

- 6 **外国人労働者向けの安全衛生教材の作成件数（アウトプット）**
- 7 **外国人労働者からの労働災害及び労働時間等に係る相談件数（アウトカム）**

【概要】令和3年度の実績評価書（施策目標Ⅲ-2-1）

総合判定

赤字は主要な指標

【達成目標1】死亡災害の減少

指標1: △（目標達成率99%）

【達成目標2】死傷災害の減少

指標2: ×（目標達成率70%）

【達成目標3】職場のメンタルヘルス対策の推進

指標3: ×（目標達成率78%）

指標4: △（目標達成率81%）

【達成目標4】

化学物質による労災防止対策

指標5: △

ラベル表示（目標達成率87%）

SDS交付（目標達成率97%）

【達成目標5】

外国人労働者の安全衛生の確保

指標6: ○（目標達成率100%）

【目標達成度合いの測定結果】

④（進展が大きくない）

（判定理由）

- ・ 指標1は新型コロナウイルス感染症への罹患による労働災害を除くと、778人と過去最小となり、目標達成率は110%となる。
- ・ 指標2も新型コロナウイルス感染症への罹患による労働災害を除くと、目標達成率が87%となり、目標を概ね達成している。
- ・ **主要な指標（指標1及び指標2）のうち、第13次防策定時には想定していなかった新型コロナウイルス感染症への罹患による件数を除くと、指標1は目標達成、指標2は概ね目標を達成している。**
- ・ 以上より、④（進展が大きくない）、B（達成に向けて進展あり）と判断した。

【総合判定】

B（達成に向けて進展あり）

施策の分析（有効性の評価）

【達成目標1】死亡災害の減少

- ・ 指標1は、新型コロナウイルス感染症への罹患による労働災害件数を除けば、過去最少人数となっており、取組は一定程度成果をあげている。

【達成目標2】死傷災害の減少

- ・ 指標2は、新型コロナウイルス感染症への罹患による労働災害件数を除いても目標達成率は87%。
- ・ 今後も、労働災害が減少しない業種の業界団体への周知・啓発等を適切に実施することで、目標達成に向け、施策が有効に機能するよう努める。

【達成目標3】職場のメンタルヘルス対策の推進

- ・ 指標3及び指標4は、目標達成に向け、各種の取組を実施。
- ・ いずれも目標未達だが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえても、大幅に実績値が落ち込んでいないことから、一定程度有効に機能していると考えられる。

【達成目標4】化学物質による労災防止対策

- ・ 指標5は目標を概ね達成しており、事業者を対象とした化学物質管理に関する無料相談窓口等の取組が有効に機能している。

【達成目標5】外国人労働者の安全衛生の確保

- ・ 目標値どおり教育教材を作成できたことから、外国人労働者に対して、適切な安全衛生教育を行うために、一定の成果をあげている。

施策の分析（効率性の評価）

【達成目標1】死亡災害の減少 【達成目標2】死傷災害の減少

- ・ 第3次産業の労働者数の急増、労働力の高齢化等の就業構造の変化への対応など、課題が多様化する中で予算額は増加しているが、指標の達成に向けて着実に進展しており、効率的な取組が行われている。

【達成目標3】職場のメンタルヘルス対策の推進

- ・ 令和3年度に事業内容・予算規模の見直しを行っており、効率的な予算執行となるよう努めている。

【達成目標4】化学物質による労災防止対策

- ・ 令和4年度から事業内容・予算規模及び実施体制の見直しを行っており、効率的な予算執行となるよう努めている。

【達成目標5】外国人労働者の安全衛生の確保

- ・ 予算額を6億円削減している中で、毎年度目標値を達成しており、効率的な取組が行われている。

【概要】令和3年度の実績評価書（施策目標Ⅲ-2-1）

施策の分析（現状分析）

【達成目標1】死亡災害の減少

- ・ 労働災害による死亡者数（指標1）は、平成29年比で全産業で減少している。特に、陸上貨物運送事業、林業で大きく減少している。
- ・ 事故の類型別では、「交通事故（道路）」、「激突され」、「墜落・転落」等で大きく減少した。

【達成目標2】死傷災害の減少

- ・ 小売業や社会福祉施設で多発している転倒や腰痛による労働災害防止を図るための取組など、今後はより一層目標達成のための取組を実施していく必要がある。

【達成目標3】職場のメンタルヘルス対策の推進

（指標3：メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合）

- ・ ストレスチェック制度が義務付けられている労働者50人以上の事業場における、ストレスチェック実施率は90%以上。
- ・ 一方で、ストレスチェック制度が努力義務となっている労働者数50人未満の事業場における、ストレスチェック実施率は56.1%にとどまる。
- ・ 引き続き、労働局・労働基準監督署による助言・指導や、産業保健総合支援センターによる相談等の支援等に取り組むとともに、特に、労働者50人未満の事業場への支援が必要。

（指標4：仕事上の不安、悩み又はストレスを職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響がありつつも、直近2年で微増傾向にある。
- ・ 過労死対策大綱でも相談体制の充実が求められており、仕事上の不安、悩み又はストレスを抱えら労働者が事業場内外での相談先を確保できるよう支援を行う必要がある。

【達成目標4】化学物質による労災防止対策

- ・ 令和3年度実績値は平成29年比で上昇しており、概ね目標も達成しているが、産業現場における化学物質管理の定着に向けて、労使双方からの国の支援の継続要望があり、引き続き、ラベル表示・SDS交付等に関して、事業者に対する周知啓発と支援を実施する必要がある。

【達成目標5】外国人労働者の安全衛生の確保

- ・ 令和3年度目標値を達成。

次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直しについて）

【達成目標1】死亡災害の減少

【達成目標5】外国人労働者の安全衛生の確保

【達成目標3】職場のメンタルヘルス対策の推進

【達成目標4】化学物質による労災防止対策

引き続き目標達成のための取組を実施

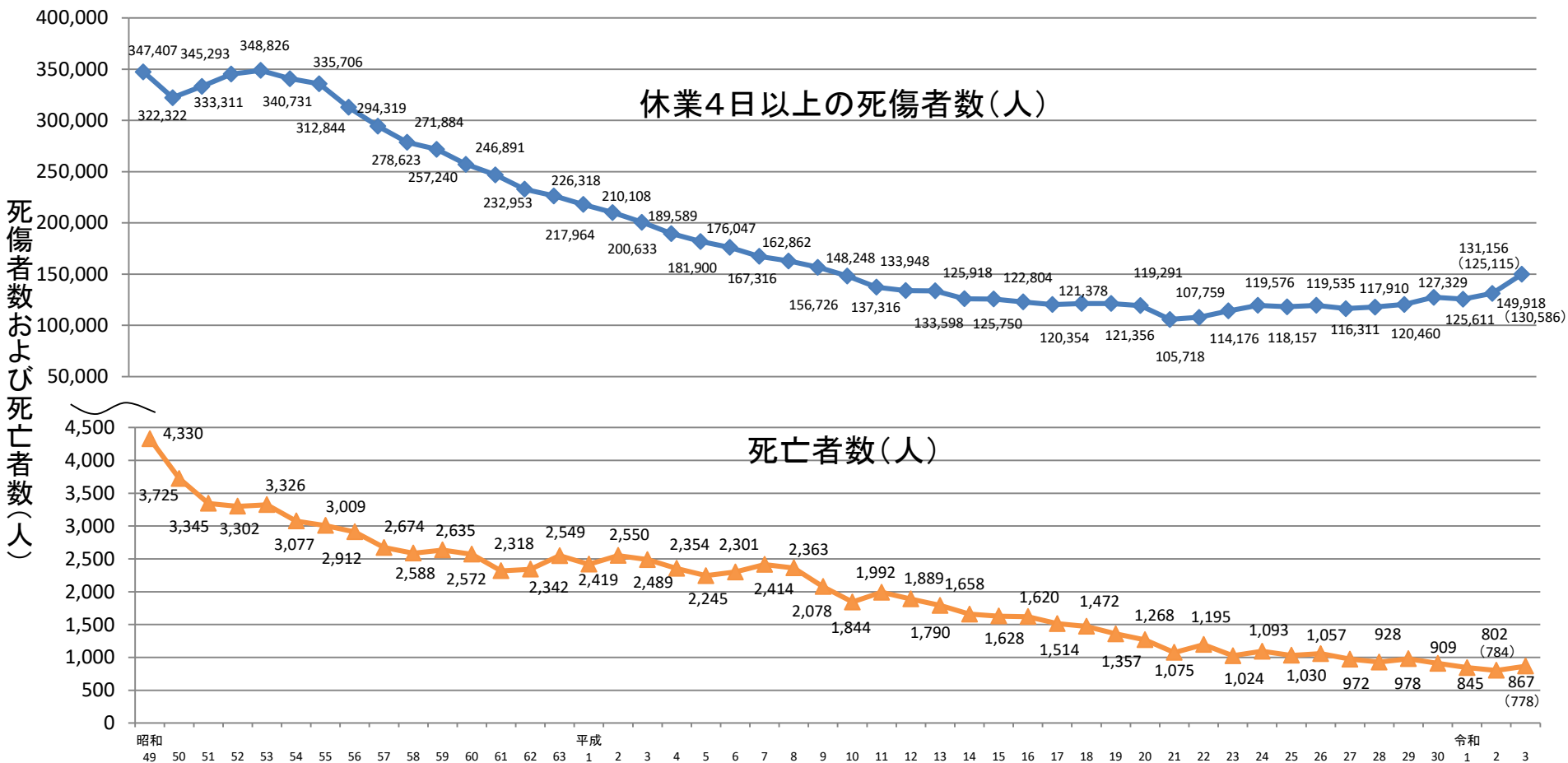
第14次労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）の検討と併せて、次期目標を検討予定

【達成目標2】死傷災害の減少

- ・ 小売業及び社会福祉施設で減少が見られない転倒や腰痛による労働災害防止を図るため、有識者の参画を得て対策の在り方を検討し、第14次労働災害防止計画の内容を検討する。

労働災害による死亡者数、死傷者数の推移

- 死亡者数、休業4日以上の死傷者数ともに、長期的には減少傾向にある。
- 死亡者数は、平成29年以降減少傾向にあったものの、増加に転じた。
- 休業4日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にあり、平成10年以降で過去最多となった。



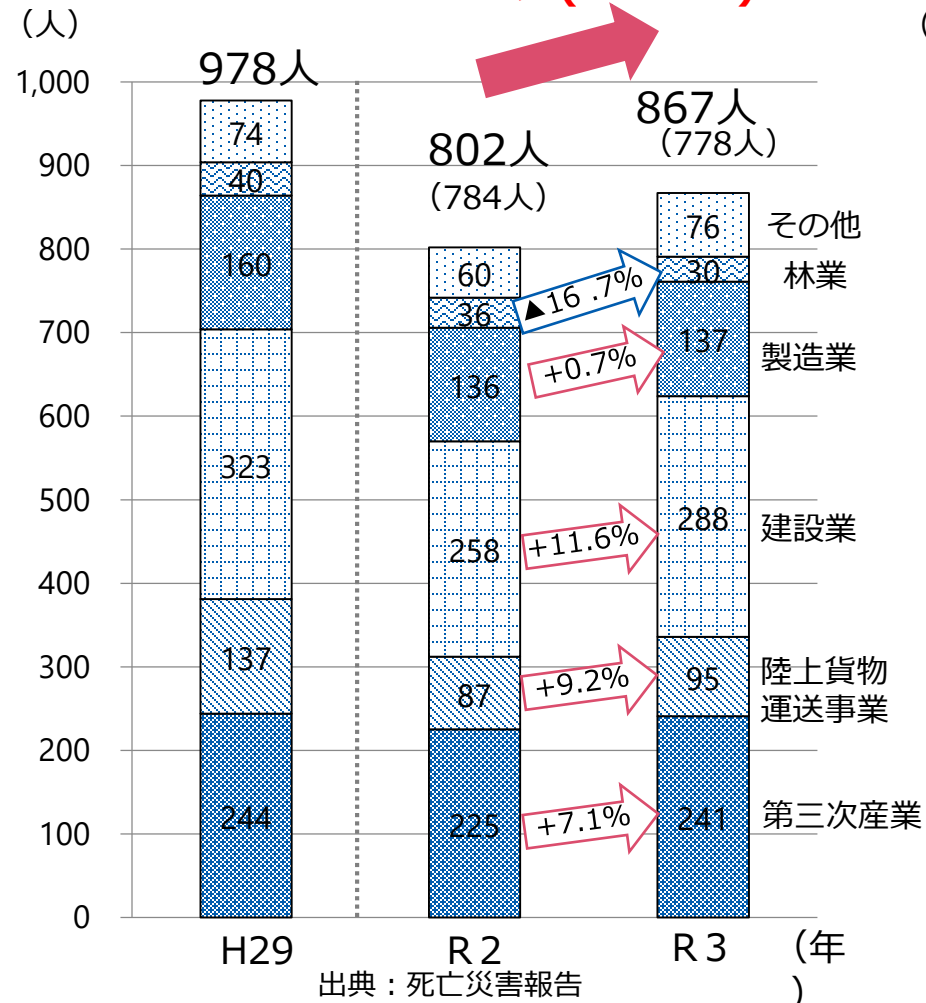
出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 ※()内は新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

令和3年 業種別労働災害発生状況（確定値）

- 令和3年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和4年4月7日までに報告があったものを集計したもの
- 第13次労働災害防止計画において、平成29年と比較して令和4年までに死亡者数は15%以上の減少、死傷者数は5%以上の減少を掲げている。

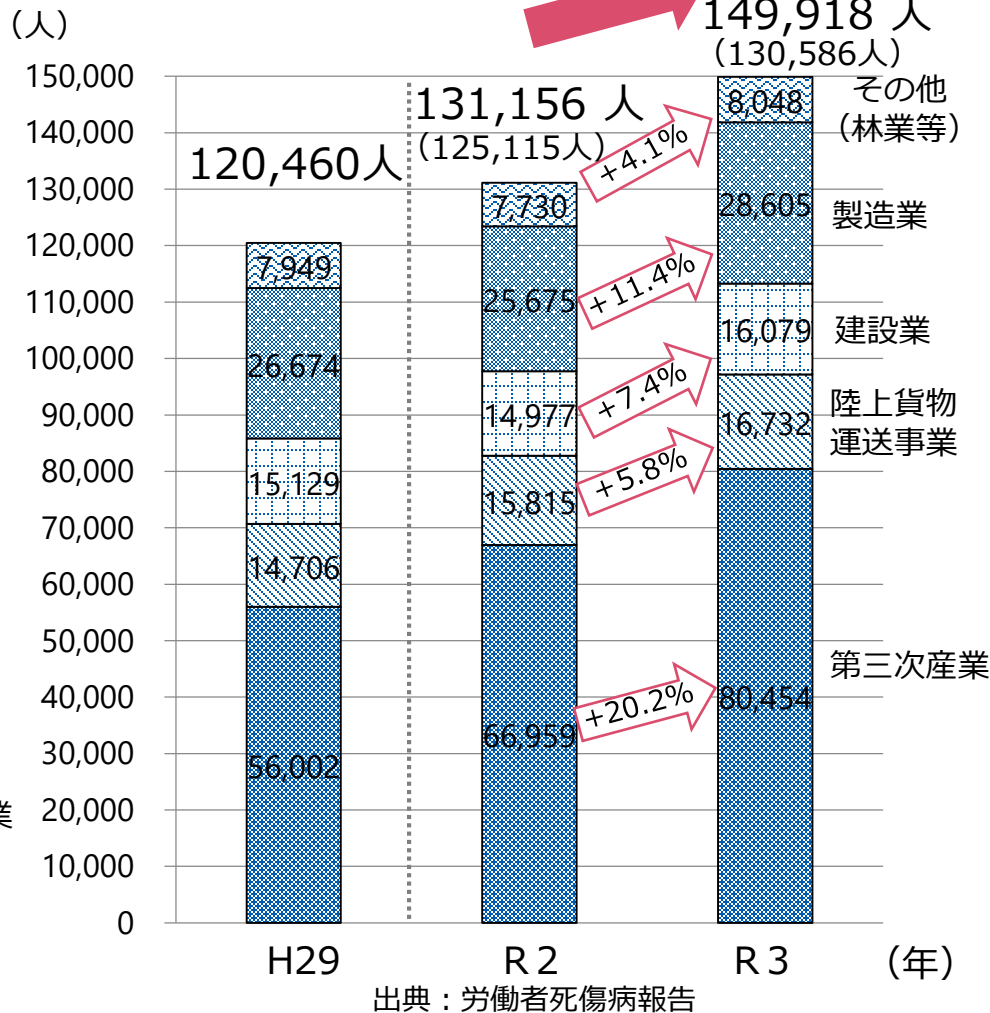
死亡者数

+65人(+8.1%)



休業4日以上の死傷者数

+18,762人(+14.3%)



※ () 内は新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害発生状況は以下のとおり。

(死亡者数) 令和3年 89人、令和2年 18人、(休業4日以上の死傷者数) 令和3年 19,332人、令和2年 6,041人

第13次労働災害防止計画(13次防)について

(1) 労働災害防止計画とは

- 労働安全衛生法に基づき、労働災害を減少させるために重点的に取り組むべき事項を厚生労働大臣が定めた計画。
- 1958年以降、5年ごとに策定しており、第13次労働災害防止計画の期間は2018年4月1日～2023年3月31日。

(2) 13次防の目標

全体

死亡災害：15%以上減少、死傷災害：5%以上減少（死亡災害：978人、死傷災害：120,460人（2017年））

業種別

建設業、製造業、林業：死亡災害を15%以上減少（建設業：323人、製造業：160人、林業：40人（2017年））
陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店：死傷災害を死傷年千人率で5%以上減少（陸上貨物運送事業：8.40、小売業：2.04、社会福祉施設：2.17、飲食店：2.16（2017年））

その他の目標

- 仕事上の不安・悩み・ストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上（72.5%（2017年））
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上（58.4%（2017年））
- ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上（51.7%（2017年））
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）による分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上（ラベル表示68.6%、SDS交付62.6%（2017年））
- 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少（第三次産業：0.08、陸上貨物運送事業：0.35（2017年））
- 職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少（97人（2013年～2017年の合計））

(3) 13次防の重点事項

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進 | (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進 |
| (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進 | (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化 |
| (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進 | (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進 |
| (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進 | (8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等 |

第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

（参考）労働災害の発生状況（2017年以降の推移）

